

## 1 障害福祉サービスの体系が変わります

これまで、身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、事業体系がわかりにくく、受けられるサービスにも格差がありました。

これからは異なっていた制度をひとつの制度にまとめることにより、障害の種類に関わらず障害福祉サービスが利用できるようになります。

また、市町村間でサービスの提供体制に格差が生じ、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていないなどの課題を解決するため、身近な市町村が責任をもつて一元的にサービスを提供するよう見直されております。

下の表は、新しいサービスの一覧で、介護支援を受ける場合の「介護給付」と、訓練等の支援を受ける場合の「訓練等給付」に区分されています。

表：障害福祉サービス

	介護給付	訓練等給付
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います	
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います	
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとてもし高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います	
児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います	
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
共同生活介護（ケアホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
自立訓練（機能訓練・生活訓練）		自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います
就労移行支援		一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
就労継続支援		一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います
共同生活援助（グループホーム）		夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います

## 障害福祉サービスの仕組みが変わります

地域で安心した生活を送れるよう支援するため、平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、10月からは障害者（身体障害・知的障害・精神障害）の福祉サービスの仕組みが変わります。

### 2 利用の手続きはこう変わります

サービスを利用するには、まず、役場福祉課に相談いただきます。

その上でサービスが必要な方は利用申請をしていただき、町が現在の生活や障害の状況について調査を行います。

次に、この調査結果に基づき審査・判定が行われ、どのサービスが必要かという「障害程度区分」が認定されます。

障害程度区分や利用者の意向により

サービスの支給量などが決まり、支給決定通知と、受給者証が交付されます。

最後に、決定を受けた内容の障害福祉サービスを提供している事業者と契約をし、サービスの利用が開始します。

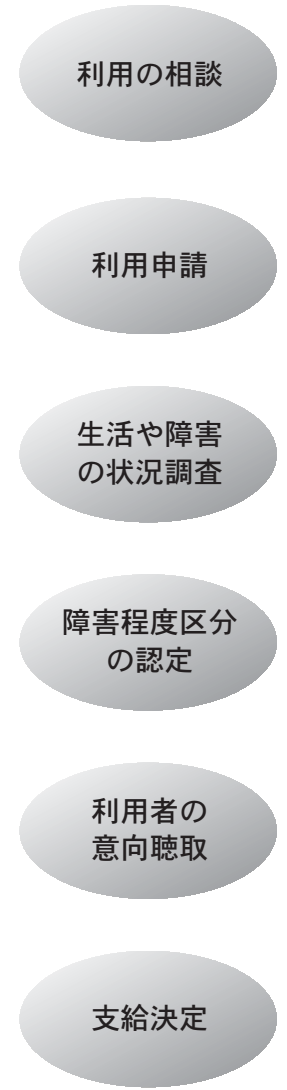
利用するサービスによっては、主治医の意見書の提出を求め、「留萌中部障害程度区分認定審査会」で障害程度区分の判定をするため、申請からサービス開始まで時間を要する場合がありますので、利用希望がある場合は早めにご相談下さい。

### 3 利用者の負担はこう変わります

原則として利用したサービスにかかる費用の1割を負担することとなります。

ただし、負担月額の上限を設定するなど、利用者の所得に応じた減額措置が設けられます。

図：支給決定までの流れ



一口メモ：国際シンボルマーク  
障害者が利用できる建築物や施設（設備）の表示。  
肢体不自由者が対象と思われがちですが、全ての障害者が対象です。



お問い合わせ  
福祉課社会福祉係  
☎ 62・1211  
内線（122）124